◇昼休み窓口業務対応のおくれ町民の声の拡充を求める

大城 好弘 議員

問 昼の窓口業務の他市町村の状況をみると、読谷村では5課で対応している。南風原町における昼窓口の業務内容は、「お昼休み時間も役場窓口を利用できます。昼休みにも役場を利用したいと多様化する町民ニーズに積極的に対応するため、身近な生活にかかわる税務課、国民健康保険課など、昼休みの時間の窓口受け付けを拡大しています。昼窓口の業務を行う内容は次の通りです。総務部関係では住民環境課、税務課、会計課、民生部では国民年金課、こども課、福祉保健課、教育部で教育総務課、学校課」というように、詳細な業務内容が掲載され、町民から非常に分かりやすく、南風原町役場では素晴らしい対応が行われている。それをふまえ、町長にお聞きする。新庁舎ができた場合、昼窓口業務がワンフロアに集中配置されるので、「昼窓口を拡充して、町民サービスの向上を」と要請してきたが、町長はワンストップサービスで拡充対応すると答弁をしているが、昨年12月の定例議会での総務部長の答弁は、昼窓口の対応は、現行の税務課、町民生活課の2課で従来と変わりませんとのことだった。町長の見解と実効性について、又、拡充に向けての取り組みについて説明を求める。

町長 基本は町民目線に立ち、町民本意の町政、これを基本理念に町政運営を進めてきたところであります。新庁舎のコンセプトは、コンパクトで多機能な庁舎です。

　あとは、中身、ソフトの部分について、いかにして町民の期待に応えるか、課題について、事務方を中心にしながら、新行政窓口をワンストップサービスが何とか実現できないか、再三にわたって、担当部のほう、副町長にも指示してきたところであります。新庁舎のスタートに当たっては、いろいろと見えない課題、不確定要素がたくさんあり、当初から新庁舎で、全く新しいところで同時にワンストップサービスの展開が、果たしてどうなのか、慎重な意見があったので、事務方の不安や見えない部分について考慮し、その状況を見ながら今後、本格的なワンストップサービスの総合窓口行政を、何とか引き続き追求してまいりたいと思います。その考えは基本的に変わっていないことを申し上げたいと思います。

昼窓のようす（新庁舎）

◇農業振興
◇2学期制
◇いじめ不登校解消

大城 誠一 議員

問 本町は、2学期制を平成19年度に導入して7年目。該学期制の導入メリット、デメリットは何か。

教育部長 メリットは①学校の伝統を踏まえ特色のある教育や学校づくりが行い易い②教育課程の編成や実施に余裕が生まれる③長いスパンでゆとりのある学校生活と学びの連続性が可能となる④楽しい学校行事や主体的な児童、生徒活動ができる⑤授業時数が10から20時間増える⑥中学校では12月に進路指導に力を入れることが出来る等7つ。

　デメリットは①学期末に通知表を出すとなると3回から2回に回数が減り本人や保護者にとって成果の把握が難しくなる②定期テストの範囲が広がり子供への負担が増える③夏季・冬期の長期休業によって学期が分断される④教育活動期が長くなり、目標を失い、学期中の中だるみが懸念される

問 導入時のメリットは教育現場において確保されているか。

教育部長 2月に実施した2学期制実施に関するアンケートの結果から小学校においては①の特色ある教育及び学校づくり以外は確保されている。しかし中学校においては学習指導及び評価においてメリットが確保されていない。

問 デメリットについては改善策を確認して、その方針を策定したとある。デメリットは解消されたのか。

教育部長 中学校においてはデメリットが十分に解消されない。

問 いじめ、不登校の解消取組みについて聞く。

教育部長 スクールカウンセラーについては前年度同様継続される。また教育相談員については、1名増員の4名配置して、常時2名を相談室に待機させ、後の2名を各小中学校へ週1日ないし2日派遣して相談に対応する体制を考えている。

西原ファームにより開墾された農地（一部）

◇幸地インターチェンジの説明会は
◇新庁舎に喫煙コーナーの設置を

仲宗根 健仁 議員

問 幸地インターチェンジの地域説明会で、県は年内、遅くとも年明けには具体的な説明会を行いたい。そして小橋川課長も町としては、次の説明会を1月ないし2月に行いたいとしていましたが、既に3月も終わろうとしている。どうなっているか。

建設部長 国への連結許可申請に伴う関係機関の承認が必要であるため、時間を要しておりました。今後の幸地地区の説明会については、4月頃と聞いています。町の地権者説明会は、県と切り離して5月末頃に予定しております。

問 現庁舎内には至る所に、『健康推進法第25条による敷地内全面禁煙、役場敷地内は喫煙できません。』と、敷地内全面禁煙の張り紙が張られています。あたかもこの法律に基づいて西原町は敷地内全面禁煙にしているニュアンスですが、この第25条は『受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなさい』であって、決して禁煙にしなさいとは書いていない。敷地内から追い出された町民は歩道上で喫煙することになり、それこそ通行人は大迷惑でしょう。新庁舎に移る機会に敷地内禁煙を見直し、喫煙コーナーの設置が必要と考えますが。

総務部長 衛生委員会で議論を行っているところですが、敷地内禁煙の実施を見直すには至っていません。新庁舎、町民ホールにおいても喫煙コーナーの設置は行っておりませんが、町民ホールとの複合施設でもあることから、喫煙コーナーの設置については引き続き検討を行いたいと考えています。

町長 受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないという努力規定になっており、喫煙の禁止という形にはなっていないだろうと思っています。

　受動喫煙を防止するための方策について、どういうふうな形で分煙をしていくか、その検討が必要になってきたと思っています。敷地内禁煙について、もう一度健康推進委員会の中で検討していく方向です。おっしゃる趣旨は十分理解しておりますので、今後、新庁舎の開設に向けて分煙措置が十分講じられるように努力をさせていただきたいと思います。

分煙対策としての喫煙場所の設置（イメージ）

◇今こそ憲法９条を学び平和の力を大きく
◇名誉町民の副読本を
◇住宅リフォーム制度を

伊礼 一美 議員

問 町政の最重要課題である平和事業の根底にある憲法9条は、今、外国で戦争できるように集団的自衛権の行使を容認せよという動きの中で最大の危機に直面している。憲法をめぐる情報を町民に提供する見地から憲法講演会を開くことが求められている。

町長 指摘のとおり平和憲法9条が危機的状況にきております。第9条はその前文とともに、先の大戦の反省をふまえ制定された世界に誇るべきすばらしい憲法だということで、世界からも高く評価されています。その平和憲法のおかげで戦後69年間、一度も戦争をすることなく、平和国家として私たちは平和と繁栄を享受してまいりました。私は、まさに日本国憲法を世界遺産にすべきだと考えているほどです。しかし、今、戦争体験者が年々減少し、戦争の恐しさ、非人間性を知らない戦後世代がふえてきております。そうした中で最近の政局、集団的自衛権について憲法を改憲するということではなく、解釈改憲という全く通常では考えられない、きびしい状況にあります。この平和憲法を戦争を知らない若い世代に伝えていくためにも憲法講演会の開催を検討します。

問 名誉町民に選ばれた故平良幸市さん、呉屋秀信さんの副読本をつくる考えはないか。お二人は戦後の西原、沖縄の復興のために尽力された方だ。故平良幸市さんは政治の分野、呉屋秀信さんは物づくり、産業面から大きな業績をあげている。大きく見ると平良さんは内間金丸、琉球王から数えて約五百年ぶりの、昔でいえば王様のような、県知事です。呉屋秀信さんも戦後の廃墟の中から村づくり、物づくり、県づくりのため貢献された方だ。西原の子どもたちの希望であるお二人を副読本で学べるようにすべきでは。

教育長 「私たちの西原」という三、四年生の社会科の副読本に比嘉春潮さん、平良幸市さん、金丸も含めて西原町の偉人たちということで紹介しています。これに呉屋秀信さんも追加したいと考えています。

問 地域の仕事おこしにつながり、地域経済に波及効果の高い住宅リフォーム制度の創設を。

建設部長 町内の施工業者の活性化を図るということで検討したい。

町立小3・4年生社会科副読本「私たちの西原町」から